

## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	多様化・複雑化する電気通信事故の防止のための制度整備	
担当部局	総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課	電話番号:03-5253-5858
評価実施時期	平成26年2月27日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p><b>【目的】</b>            電気通信分野においては、スマートフォンの普及等により通信量が急増し、また設備構成が複雑化する中で、大規模・長時間の事故が多発している状況にある。このような状況を踏まえ、電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するため、電気通信設備の管理体制の拡充を図るとともに、技術基準等の適用対象となる電気通信事業者の範囲の拡大等を行う。</p> <p><b>【内容・必要性】</b></p> <p>① 管理規程の変更命令及び遵守命令の新設            サービスの多様化・高度化等が進展している中で、電気通信事業者は、複雑化する設備管理に対応できず、関連設備間の設定値の不整合や設備容量の見誤り等の人為ミス等による事故を多発している状況にある。このような状況に対し、事業者の特性に応じた設備の運用面に関する取組を届け出る「管理規程」に重きを置いた対応が求められており、その実効性を確保するため、事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者が届け出る管理規程について、必要と認める場合には、管理規程の変更及び遵守を命ずることができる旨を規定する。</p> <p>② 電気通信設備統括管理者の選任義務の創設            人為ミス等による事故が多発する中で、電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するためには、電気通信事業者の経営陣が、社内・社外の全体調整や、直接利益を生み出さない設備(予備設備等)の投資計画の策定等を含め、設備管理の方針・体制・方法を策定するとともに、現場の関係者(電気通信主任技術者等)と密接に連携しながら、その適切な実施と自律的・継続的な見直しに主体的に関与することがこれまで以上に必要となっている。このため、事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、一定の管理的地位にあり、かつ、設備管理に関する一定の実務経験等を有する者から、設備管理の方針、体制及び方法に関する業務を統括管理する「電気通信設備統括管理者」の選任等を義務付け、適切な設備の管理体制を確立させる。</p> <p>③ 電気通信主任技術者に対する講習義務等の創設            電気通信分野が他分野に比べ技術革新が著しいことに鑑み、現場の監督責任者として事業場単位で選任される「電気通信主任技術者」について、その監督に必要な法令上又は技術上の知識・能力を全国一律に維持・向上させるため、講習を受講させ、監督の実効性を確保することが必要となっている。このため、電気通信事業者に対し、選任した電気通信主任技術者に、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用の監督に関する講習を一定期間ごとに受けさせることを義務付け、その講習は、総務大臣の登録を受けた者(登録講習機関)が行うこととし、当該登録に係る手続及び監督に関する規定を整備する。また、電気通信主任技術者がその果たすべき職務を実効性ある形で遂行できるようにするため、担当する設備管理に関し、事業場の上位者に対する意見具申や現場の従事者に対する指示を行えるよう、職務の執行に必要な権限を付与する等を行う。</p> <p>④ 技術基準適合維持義務等の適用範囲の見直し            現在、技術基準適合維持義務等のない、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の電気通信事業者(以下「回線非設置事業者」という。)において、内容、利用者の範囲等からみて「利用者への影響度」を高めているサービスが生じており、また、当該事業者による重大事故の全体に占める割合が増加傾向にある。このため、「利用者への影響度」の大きいサービスを提供する回線非設置事業者に対し、そのサービスの確実かつ安定的な提供を確保する観点から、従来の事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者と同一の規制を課すことが必要となっており、総務大臣は、「電気通信回線設備以外の電気通信設備」を用いて、「内容、利用者の範囲等から見て利用者の利益に及ぼす影響が大きい」電気通信役務を提供する電気通信事業者を指定できることとし、指定した電気通信事業者に対し、技術基準適合維持義務等を課すこととする。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第41条～第45条、第49条
分析対象期間	電気通信事業法の一部を改正する法律の附則においては、法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしていることから、分析対象期間を5年とする。	
費用及び便益を推計する際の比較対象(ベースライン)	費用と便益を推計する際の比較対象として、仮に今回の制度整備を行わなかった場合を設定することとする。 仮に今回の制度整備を行わなかった場合には、電気通信事故の防止に係る規制の実効性が確保されないことになり、電気通信役務の確実かつ安定的な提供の確保に支障が出るおそれがある。	

規制の費用	費用の要素
(遵守費用)	<p>① 管理規程の変更命令及び遵守命令の新設  管理規程の作成・届出はこれまでも事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者に対して義務付けられているものである。今回措置される命令が発されるのは、事業者が作成した管理規程において必要な内容が定められず、あるいはこれを遵守しないことにより、電気通信事業者が類似の事故を多発させているような場合である。今回の制度整備により電気通信事業者による適切な管理規程の作成及びその遵守が期待されることから、実際に命令までに至る事例は数多くはないことが想定され、新たに発生する遵守費用は限定的であると考ええる。</p> <p>② 電気通信設備統括管理者の選任義務の創設  一定の資格の取得や新たな雇用を求めるものではなく、事業者内において、設備管理を全体的・横断的に監督する責任と権限を有する者として、その選任を義務付けるものである。また、選任又は解任の際には総務大臣への届出が必要となるが、新たに発生する遵守費用は限定的であると考ええる。  さらに、当該電気通信設備統括管理者が、その職務を怠った場合であって、当該電気通信設備統括管理者が引き続きその職務を行うことがその電気通信役務の確実かつ安定的な提供に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、総務大臣は電気通信事業者に対してその解任を命ずることができるが、実際に命令までに至る事例は数多くはないことが想定されることから、新たに発生する遵守費用は限定的であると考ええる。</p> <p>③ 電気通信主任技術者に対する講習義務等の創設  一定の期間ごとに、電気通信主任技術者に対して当該講習を受講させる費用が発生することとなる。  具体的な受講が必要とされる期間や受講費用については、今後検討することとなるが、類似の制度として、電波法における主任無線従事者講習制度を参考にすれば、5年以内ごとに受講(1日講習、6時間)することとされ、26,900円の受講手数料がかかっている。仮に電気通信主任技術者に対する講習義務についても同程度の期間、受講費用になると仮定すれば、現在電気通信主任技術者の数は約1,200名であることから、分析対象期間である5年間に於ける遵守費用は、約32百万円(26,900円×1,200名)と想定される。  なお、電気通信主任技術者の職務の執行に必要な権限の付与等については、既に事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者においては選任されている電気通信主任技術者について、事業者一律に、本来果たすべき職務を実効性ある形で遂行できるようにするものであり、新たに発生する遵守費用は限定的であると考ええる。</p> <p>④ 技術基準適合維持義務等の適用範囲の見直し  新たに総務大臣の指定を受けた電気通信事業者は、①～③までの規制のほか技術基準適合維持義務等これまでの事業用電気通信設備を設置している電気通信事業者と同様の規制が課されることになり、当該電気通信事業者において、これらを実施するための遵守費用が生じる。しかし、その指定の対象となる「電気通信回線設備以外の電気通信設備」を用いて、「内容、利用者の範囲等から見て利用者の利益に及ぼす影響が大きい」電気通信役務を提供する電気通信事業者は少数に限られる見込みであり、かつ、電気通信事業者ごとにみても、新たに発生する遵守費用は限定的であると考ええる。</p>
(行政費用)	<p>① 管理規程の変更命令及び遵守命令の新設  電気通信事業者が適切に管理規程を作成せず、又はこれを遵守しない結果、類似の電気通信事故を多発させているような場合においては、管理規程の変更又は遵守を総務大臣が当該電気通信事業者に対し命ずることになるが、今回の制度整備により電気通信事業者による適切な管理規程の作成及びこれを遵守することが期待されることから、実際に命令までに至る事例は数多くはないことが想定され、これに伴い新たに発生する行政費用は限定的であると考ええる。</p> <p>② 電気通信設備統括管理者の選任義務の創設  電気通信事業者が電気通信設備統括管理者を選任又は解任した場合には、総務大臣に届出がなされるが、その選任は、その役割に鑑みて、各電気通信事業者1名であり、現行においても電気通信主任技術者の選解任の届出といった同種の届出が存在しており、これに伴い新たに発生する行政費用は限定的であると考ええる。  また、電気通信設備統括管理者が、その職務を怠った場合であって、当該電気通信設備統括管理者が引き続きその職務を行うことがその電気通信役務の確実かつ安定的な提供に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、総務大臣は解任命令を命ずることができるが、実際に命令までに至る事例は数多くはないことが想定されることから、新たに発生する行政費用は限定的であると考ええる。</p> <p>③ 電気通信主任技術者に対する講習義務等の創設  電気通信主任技術者に講習を受講させるに当たっては、適切な内容の講習を実施する機関を要し、その際、講習の効果を担保するためには、講習を実施する機関について、一定水準の講習を実施する能力や、公平・中立性を確保するために国の関与が必要となること、登録講習機関制度を設けることとしている。しかしながら、講習機関の登録は数多くはないことが想定され、その更新は3年を下らない政令で定める期間ごとになされることとなっている。また、登録講習機関に対しては、改善命令等の監督を行うこととなるが、実際に命令までに至る事例は数多くはないことが想定されることから、新たに発生する行政費用は限定的であると考ええる。</p> <p>④ 技術基準適合維持義務等の適用範囲の見直し  総務大臣は、「電気通信回線設備以外の電気通信設備」を用いて、「内容、利用者の範囲等から見て利用者の利益に及ぼす影響が大きい」電気通信役務を提供する電気通信事業者を指定することとなるが、その指定の対象となる電気通信事業者は少数に限られる見込みであり、新たに発生する行政費用は限定的であると考ええる。</p>

規制の便益	便益の要素
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>今回の制度改正により電気通信事故の防止に係る規律を整備することにより、新たな遵守費用及び行政費用が一定程度発生するものの限定的であると考え。その一方で、国民生活や社会経済活動に大きな影響を与える電気通信事故が多発する現況において、今回の制度整備を行うことにより、電気通信事故の防止が図られ、電気通信役務の確実かつ安定的な提供が確保されることとなり、利用者が安心・安全に電気通信サービスが利用できる環境を享受できるとともに、電気通信の健全な発達につながるから、改正に伴う費用は便益に見合ったものであり、適切かつ合理的なものであると考えられる。</p>
有識者の見解その他関連事項	<p>「多様化・複雑化する電気通信事故の防止の在り方に関する検討会」(座長:酒井善則 放送大学 特任教授 東京渋谷学習センター所長)において、情報通信ネットワークやサービスの多様化・高度化の進展により、多様化・複雑化してきた電気通信事故の防止の在り方について検討を行い、平成25年10月に同検討会の報告書が取りまとめられたところである。</p> <p>今回の改正は、上記の「多様化・複雑化する電気通信事故の防止の在り方に関する検討会」における検討内容を踏まえたものである。</p>
レビューを行う時期又は条件	<p>法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>
代替案	<p>今回の改正は、「多様化・複雑化する電気通信事故の防止の在り方に関する検討会」の報告書を踏まえ、事業者の自主的な取組による事故防止を基本としつつ、その取組を適切に確保する制度的枠組みを整備するものであり、同様の行政目的を達成しうる代替案は想定されない。</p>
備考	